暫定予算の処理に関する特約条項

（履行期間の変更）

1. 契約書に定める履行期間については，本予算が成立したときには，　　　　年　　　月　　日まで履行期間を延長するものとする。

（委託料の金額案分）

1. 暫定期間の委託料は，落札金額のうち全体期間の暫定期間分に相当する金額とする。

　　（暫定期間分）委託料　（税込）　金　　　　　　　　　円

（委託料の変更）

1. 前条に定める委託料は，本予算が成立したときには，全体期間の金額に変更するものとする。

　　（全体期間分）委託料　（税込）　金　　　　　　　　　円

（契約保証金の変更）

1. 契約保証金については，本予算が成立したときには，前条に定める委託料の100分の10以上に達するまでの不足分について納めなければならない。